

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」を合計して個人ごとに賦課され、一人一人に納めていただきます。均等割額と所得割率は、2年ごとに見直しされ、都道府県ごとに決められます。

年度途中から加入した場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失した場合の喪失月分は計算されません。



2019年度 保険料の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額62万円)} \\ \text{※100円未満切捨て} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{1人当たり} \\ \text{41,400円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得}^{[注1]} \times \text{所得割率} \\ \text{(旧ただし書き所得)} \times \text{8.02\%} \end{array}$$

[注1]「賦課のもととなる所得」とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）の合計から、基礎控除額 33万円を控除した額です（ただし、繰越純損失額は控除されますが、繰越雑損失額は控除されません。）。

「収入」と「所得」の違い

収入：所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く。）で、必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額等）を引く前の金額。

所得：収入から必要経費を引いた金額（保険料の計算には、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。）。

公的年金等所得額の計算方法(65歳以上の方)

公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給（普通恩給、一時恩給）などです。遺族年金、障害年金、増加恩給は対象になりません。

公的年金等収入額(年額)	公的年金等所得額
120万円以下	0円
120万円超～330万円未満	公的年金等収入額-120万円
330万円以上～410万円未満	公的年金等収入額×0.75-37万5千円
410万円以上～770万円未満	公的年金等収入額×0.85-78万5千円
770万円以上	公的年金等収入額×0.95-155万5千円

(例) 公的年金等収入額が180万円の場合 [計算式] 180万円-120万円=60万円

宮城県後期高齢者医療広域連合

保険料軽減・減免制度

均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、**同一世帯内の被保険者および世帯主(被保険者でない方も含む。)**の所得金額の合計により判定されます。

均等割額の軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額(年額)
8割軽減 [注2]	33万円以下の世帯であって、世帯内被保険者全員の公的年金等収入額が80万円以下で、その他各種所得がない場合 (赤字所得や対象の繰越損失額がある際は、それらを含んだ後の金額です。)	8,280円
8.5割軽減	33万円以下の世帯	6,210円
5割軽減	33万円+(28万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	20,700円
2割軽減	33万円+(51万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	33,120円

[注2] 8割軽減に該当する方には、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給が実施されます。
(ただし、住民税課税者と同世帯の場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は、年金保険料の納付実績等に応じて異なります。)

均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額の算出方法

$$\text{軽減判定時の公的年金等所得額} = \text{公的年金等所得額} - \text{特別控除額15万円}$$

均等割額の軽減を判定する際の注意事項

- ・軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日が基準日です。
- ・土地譲渡所得などの特別控除がある場合は、特別控除前の金額で判定されます(所得割額計算の際は、土地譲渡所得などの特別控除後の金額で算定されます。)
- ・専従者控除(給与)額について、専従主として専従者給与を支払った額は専従主の所得に含まれ、専従者給与を受け取った人の所得には含まれない金額で判定されます。
- ・繰越純損失額および繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定で控除対象となります。

会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険(国民健康保険、国民健康保険組合は除く。)などの被扶養者であった方は、当面の間、所得割額の負担がないほか、次のとおり均等割額が軽減されます。

	2018年度	2019年度以降
軽減割合	均等割額5割軽減	加入から2年を経過する月まで均等割額5割軽減 [注3]

[注3] 元被扶養者の方は、これまで、世帯の負担能力にかかわらず、期間の定めなく特例的に「均等割」が軽減されていましたが、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から制度本来の軽減割合に戻ります。

- ・2017年3月31日までに被扶養者軽減の対象となった方は、2019年度以降は対象となりません。
- ・2017年4月1日以降に被扶養者軽減の対象となった方は、加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。
- ・低所得による均等割額軽減の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。
- ・被扶養者軽減の終了後は、均等割額の軽減対象判定基準に基づいた軽減を受けることができます。

保険料の減免制度

次のような理由で保険料の納付が難しい方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

- ・災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- ・世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合

これまで均等割額保険料が9割軽減となっていた (年金収入80万円以下の)方へのお知らせ

※世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下かつ世帯の被保険者全員の各種所得がない方
(年金収入の場合、80万円以下の方)。

低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて、均等割額保険料が2019年度、9割軽減から8割軽減となります。

介護保険料の負担軽減・年金生活者支援給付金の支給

年金収入等が80万円以下などの要件を満たす場合は、以下のような介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給の対象となります。

※住民税課税者と同世帯の場合は対象となりません。



年金生活者
支援給付金の支給
(基準額月5,000円[注4])

介護保険料の軽減
(月平均435円軽減[注5])

[注5] 宮城県内各市町村の平均より算出

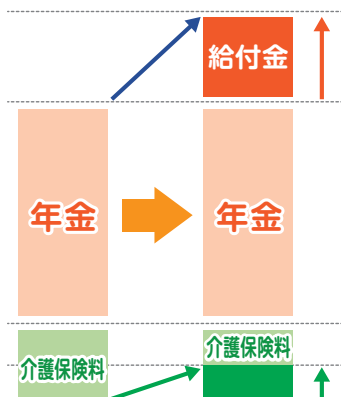
保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は、基本的に10月からです。



[注4] 保険料を納めた期間等により支給額は異なります。

例

保険料 納付済期間	給付金額 (月額)
480月	5,000円
240月	2,500円
120月	1,250円



- 介護保険料の軽減額は市町村ごとに異なります。
- 年金生活者支援給付金の金額は、受給中の年金の種類や所得額によっても異なります。

【お問い合わせ先】 ◆ 介護保険料軽減に関すること…お住まいの市区町村の介護保険料担当窓口まで
◆ 年金生活者支援給付金に関すること…ねんきんダイヤル(0570-05-1165)まで

後期高齢者医療保険料の見直し

- 年金収入80万円以下などの要件を満たす方の軽減率は法令上7割軽減(月平均保険料1,040円)ですが、これまでは特例的に9割軽減(月平均保険料350円)でした。
- 今年度は8割軽減(月平均保険料690円)になります。

※月額保険料は均等割額保険料を月割し、10円未満切り上げた金額

保険料の納め方

年金から納める(特別徴収)

受給している年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金から保険料が差し引かれます。

4月[1期]	6月[2期]	8月[3期]
仮徴収		
当年度の年間保険料額が確定していないため、仮に計算された金額を納めていただきます。		

10月[4期]	12月[5期]	2月[6期]
本徴収		
確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた金額を、3回に分けて納めていただきます。		

※介護保険料を普通徴収で納めている場合、年度の途中で後期高齢者医療保険の資格を取得した場合、住所を変更した場合などは、特別徴収にならないことがあります。

※ご希望により、納付方法を口座振替に変更することができます。手続方法は、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

納付書や口座振替で納める(普通徴収)

特別徴収とならない方は、市区町村から送付される納付書や口座振替で、7月～3月の年9回に分けて納めていただきます。

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	[1期]	[2期]	[3期]	[4期]	[5期]	[6期]	[7期]	[8期]	[9期]

※口座振替の手続方法や開始月については、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

※国民健康保険料(税)を口座振替で納めていた方も、あらためて手続きが必要となります。

●保険料の納付が困難な場合

特別な理由もなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証が交付される場合があります。保険料の納付が困難な場合は、市区町村の担当窓口へお早めにご相談ください。

後期高齢者医療保険料に関するお問い合わせ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号
仙台市	青葉区	保険年金課 022-225-7211(代)
	宮城総合支所	保険年金課 022-392-2111(代)
	宮城野区	保険年金課 022-291-2111(代)
	若林区	保険年金課 022-282-1111(代)
	太白区	保険年金課 022-247-1111(代)
	秋保総合支所	保健福祉課 022-399-2111(代)
	泉区	保険年金課 022-372-3111(代)
		022-261-1111(代)
石巻市	保険年金課 0225-95-1111(代)	
塩竈市	保険年金課 022-355-6519	
気仙沼市	保険課 0226-22-6600(代)	
白石市	税務課 0224-22-1313	
名取市	保険年金課 022-724-7105	
角田市	税務課 0224-63-2114	
多賀城市	国保年金課 022-368-1141(代)	
岩沼市	税務課 0223-22-1111(代)	
登米市	税務課 0220-22-2163	
栗原市	健康推進課 0228-22-0370	
東松島市	税務課 0225-82-1111(代)	
大崎市	税務課 0229-23-5147	
富谷市	税務課 022-358-3164	

市区町村	担当部署名	電話番号
蔵王町	町民税務課 0224-33-3001	
七ヶ宿町	町民税務課 0224-37-2114	
大河原町	健康推進課 0224-51-8623	
村田町	税務課 0224-83-6403	
柴田町	健康推進課 0224-55-2114	
川崎町	保健福祉課 0224-84-6008	
丸森町	町民税務課 0224-72-2116	
亘理町	健康推進課 0223-34-0501	
山元町	保健福祉課 0223-37-1113	
松島町	町民福祉課 022-354-5705	
七ヶ浜町	税務課 022-357-7452	
利府町	税務課 022-767-2117	
大和町	税務課 022-345-1116	
大郷町	税務課 022-359-5505	
大衡村	税務課 022-341-8513	
色麻町	町民生活課 0229-65-2156	
加美町	保健福祉課 0229-63-7872	
涌谷町	税務課 0229-43-2114	
美里町	町民生活課 0229-33-2114	
女川町	税務会計課 0225-54-3131(代)	
南三陸町	町民税務課 0226-46-1373	

宮城県後期高齢者医療広域連合
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3

電話 022-266-1021 FAX 022-266-1031